⑷　技術提案書の記載に関する事項

①　評価項目①に関する提案数に指定はないが評価項目②～⑤に対する提案数は、それぞれ最大３提案までとする。なお、３提案を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不適格とする。

②　技術提案が１提案もない場合は、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は行わない。

③　技術提案書は所定の様式により各評価項目にＡ４サイズ片面１枚に収めるものとし、文字サイズ10ポイント以上で簡素かつ要領よく記述するものとする。なお、技術提案書には説明用資料を添付できるが、評価は、技術提案書に記載された内容で行う。

④　所定の枚数を超えている場合、提案書（表形式で表現する場合の文字数、行数も含み）の本文１行あたりの文字数が48文字を超えている場合、又は、１ページあたりの行数が42行を超えている場合、その評価項目に関するすべての提案を不適格とする。

⑤　評価項目②～⑤は１提案に記載できる技術提案の内容は、２行以内、１行あたりの文字数は48文字以内（表形式で表現する場合の文字数、行数も含み）とし、この内容を評価の対象とする。なお、提案内容の記載にあたっては、目的及び実施する内容並びに施工箇所等を具体的に記載することとし、単なる実施内容の羅列は加点しない。

⑥　評価項目⑤の技術提案については、将来の維持管理性の向上が期待できる内容を提案する。提案した内容については詳細設計において詳細な検討を行い、実施如何について決定する。

・工費の算出にあたっては小項目⑤の提案内容を考慮してはならない。

・評価項目①～④において提案した内容の履行が不可能となる提案は不採用とする。

⑸　評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は下記のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、総合的に評価するものとする。

管理体制・手法

①　「品質管理」、「安全管理」及び「工程計画」に関して、適正に実施するための体制とその効果　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

品質管理

②　コンクリートの劣化を予防するための更なる品質向上　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

安全管理

③　供用中の伊勢湾岸自動車道上空での施工時（車線規制及び通行止め実施時）における更なる安全対策（上空施工時の安全の効果を評価する。上空施工と近接施工の双方に効果のある提案は小項目④に記載するものとする。なお供用中の伊勢湾岸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不適格とする）　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

④　供用中の伊勢湾岸自動車道に対する近接・上空施工における更なる安全対策（近接施工又は近接施工と上空施工の双方に対する効果を評価する。③に関する提案は除くものとする。なお供用中の伊勢湾岸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不適格とする）　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

維持管理性向上

⑤　詳細設計において検討を行う、維持管理性の向上を期待できる検討事項の提案　下記の評価指標をもとに、提案された内容について、提案者の優劣を相対的に評価

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上　良に比べ、やや優れているもの。

良　標準案に比べ、優れているもの。

良下　良に比べ、やや劣るもの。

可　標準案又は標準案と同等であるもの。

不適格　一般的事項の基準を満たしていない内容のもの。

※一般的事項とは、設計図書、共通仕様書、施工管理要領等の記載事項をいう。

⑹　評価点の付与方法

【判定方式】　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良上／良／良下／可／不適格を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

管理体制・手法

①　「品質管理」、「安全管理」及び「工程計画」に関して、適正に実施するための体制とその効果

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不適格

②　コンクリートの劣化を予防するための更なる品質向上

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

安全管理

③　供用中の伊勢湾岸自動車道上空での施工時（車線規制及び通行止め実施時）における更なる安全対策（上空施工時の安全の効果を評価する。上空施工と近接施工の双方に効果のある提案は小項目④に記載するものとする。なお供用中の伊勢湾岸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不適格とする）

・技術評価点（20点）優20点・良上15点・良10点・良下５点・可０点・不適格

④　供用中の伊勢湾岸自動車道に対する近接・上空施工における更なる安全対策（近接施工又は近接施工と上空施工の双方に対する効果を評価する。③に関する提案は除くものとする。なお供用中の伊勢湾岸自動車道の本線内に設置するもの及び本線規制が必要な技術提案は不適格とする）

・技術評価点（40点）優40点・良上30点・良20点・良下10点・可０点・不適格

維持管理性向上

⑤　詳細設計において検討を行う、維持管理性の向上を期待できる検討事項の提案

・技術評価点（10点）優10点・良上7.5点・良５点・良下2.5点・可０点・不適格

⑺　入札参加者の選定方法　技術提案の施工計画の内容により、標準案による満点100点の技術評価点を付与し、技術評価点が50点以上の者を入札参加者として選定する。

なお、評価項目に１つでも不適格があれば選定しない。

⑻　落札者の決定方法　競争参加応募者に技術提案を提出していただき、技術提案中の施工計画を評価し、技術評価点が50点以上の者を選定し、あらかじめ提出していた入札書を開札し、契約制限価格の範囲内にある入札額により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　技術評価点　各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

②　価格評価点　０　（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）

((Ｐ／Ｌ×100)－50)／(Ｘ／Ｌ－0.5)　(0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ)

100―200×(Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)(Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ)

ここに、Ｐ　入札書に記載の価格（入札価格）

Ｌ　契約制限価格

Ｘ　調査基準価格以上の最低入札価格

Ｓ　調査基準価格

ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

③　総合評価点　（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）

αの値は「0.5」とする。

⑼　上記⑻において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑽　契約金額の決定方法　落札者の提示した入札価格に対して、技術提案の対象外の範囲について技術提案協議を行い、技術提案協議完了後の価格を契約金額とする。